

# 人工知能を活用した核融合炉主要パラメータ決定手法の開発

仕様書

令和 7 年 8 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所  
核融合炉システム研究開発部  
プラズマ理論シミュレーショングループ

## 目次

1 一般仕様	
1.1 件名	2
1.2 目的及び概要	2
1.3 契約範囲	2
1.4 作業場所	3
1.5 貸与品	3
1.6 納期	3
1.7 納入場所	3
1.8 検査条件	3
1.9 納入品	3
1.10 情報セキュリティの確保	4
1.11 グリーン購入法の推進	4
1.12 協議	4
1.13 その他	4
2. 技術仕様	
2.1 要求項目	5
2.1.1 TPC の代理モデルを NN により構築するコードの開発	5
2.1.2 最適な設計点を MOO により探索するコードの開発	6
2.1.3 開発したコードの動作検証の実施	6
2.2 打合せ	7
2.3 特記事項	7
添付資料	
別添 1	本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項
別添 2	コンピュータプログラム作成等業務特約条項
別添 3	知的財産特約条項

## 1 一般仕様

### 1.1 件名

人工知能を活用した核融合炉主要パラメータ決定手法の開発

### 1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所（以下「六ヶ所研」という。）プラズマ理論シミュレーショングループでは、新スパコン Plasma Simulator（2025年7月1日より稼働）を有効活用し、本中期計画に謳われている「フュージョンインフォーマティックセンター」の基盤構築に資するため、人工知能とシミュレーションを連携させ、原型炉開発を加速する新しい計算手法の開発に着手している。

核融合炉の設計は、プラント全体をモデル化したシステムコードを用いて、主要パラメータを決定することから始まる。装置サイズやプラズマ条件等の多数の入力変数を広い範囲に亘って変化させてシステム解析を行い、電気出力やプラズマ閉じ込め性能等の出力結果を設計方針に照らし合わせて、主要パラメータを絞り込む。大規模なパラメータ調査を行う必要があるため、計算に時間がかかる。設定した入力変数の組み合わせに対してのみ結果が得られるため、最適な設計点を見逃す可能性がある。最適な主要パラメータを効率的に決定するためには、システムコードの出力変数に目標値を設定し、入力変数に設計方針に沿った制限を課して、目標を制限下で達成できる入力変数の組み合わせの存在を確かめる、即ちシステムコードの逆問題を解く手法を開発することが必要である。

本作業では、人工知能を活用し、システムコードの逆問題を解くことにより、最適な核融合炉主要パラメータを効率良く求めるための手法を開発する。多数のシステム解析を高速に行うために、システムコード TPC の代理モデルをニューラルネットワーク（以下「NN」という。）を用いて構築するためのコードを開発する。システムコードの出力結果の目標値及び入力変数に対する制限を設定し、それらを満足する入力変数の組み合わせを多目的最適化（以下「MOO」という。）により探索するためのコードを開発する。代理モデルの学習に含まれない TPC で計算された核融合炉主要パラメータ例を求ることにより、本作業で開発されたコードの動作を検証する。

### 1.3 契約範囲

本件では 2. 技術仕様に定める以下の作業を行うものとする。

- 1) システムコード TPC の代理モデルを NN により構築するためのコードの開発

- 2) MOO により核融合炉主要パラメータを最適化するためのコードの開発
- 3) 上記コードのテスト計算
- 4) 上記の計算方法、プログラム開発及びテスト計算結果をまとめた報告書の作成

#### 1.4 作業場所

本作業は受注者の環境を利用して実施し、契約成立以降、速やかに作業を開始し、納期内に納入品の完納を含めた全作業を終了するものとする。なお、受注者はインターネットを介した利用形態によって、QST六ヶ所研において運用される大型計算機Plasma Simulatorを使用して、コード開発及び動作検証のための計算を実施することができる。ただし、その際に必要となる機材は受注者が用意し、計算機の使用に当たっては、QSTのネットワーク利用規則を遵守するものとする。

#### 1.5 貸与品

本作業の実施に当たり、QSTから以下のものを無償貸与する。

- 1) TPCの入出力データから代理モデル構築及び動作検証に必要な変数を抜粋し加工したデータ
- 2) TPCの概要及び使用手引書

貸与品1)～2)は、作業完了時に全て返却すること。

#### 1.6 納期

令和8年2月27日

#### 1.7 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字表館 2 番地 166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 核融合炉システム研究開発部  
プラズマ理論シミュレーション研究グループ

#### 1.8 検査条件

1.7に定める納入場所に1.9の納入品を納入し、1.5の貸与品全ての返却、報告書の内容確認及び仕様書に定めるところに従って業務が実施されたとQSTが認めたときをもって検査合格とする。

#### 1.9 納入品

下記 1)～2)を格納した CD-R 等メディア媒体 各 2 部

- 1) 1.3 に定める契約範囲において開発されたプログラム及びデータ一式
- 2) 報告書

報告書及び納品するコード一式は2週間程度の確認期間を考慮して、事前にドラフトを提出すること。

#### 1.10 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別紙1「情報セキュリティの確保に関する事項」のとおりとする。

#### 1.11 グリーン購入法の推進

- 1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 1.12 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

#### 1.13 その他

本契約の履行に当たっては、別紙2「コンピュータプログラム作成等業務特約条項」及び別紙3「知的財産権特約条項」を遵守するものとする。なお、仕様書と一体を成す特約条項に記載されている甲及び乙については、甲をQST、乙を受注者とする。

## 2 技術仕様

### 2.1 要求項目

本技術仕様では、人工知能を活用した核融合炉主要パラメータ決定手法の開発作業について述べる。図 1 に、(a) 従来の核融合炉主要パラメータ検討手法、及び(b) 本作業により構築する主要パラメータ検討手法のフローチャートを示す。図 1(b) に示す手法の開発は、即ち、NN による TPC の代理モデルを構築するためのコード及び MOO により与えた目標と制約の下で最適な設計点を探索するためのコードを開発することであり、以下にそれらの作業について述べる。開発されたコードの動作検証の方法について記す。

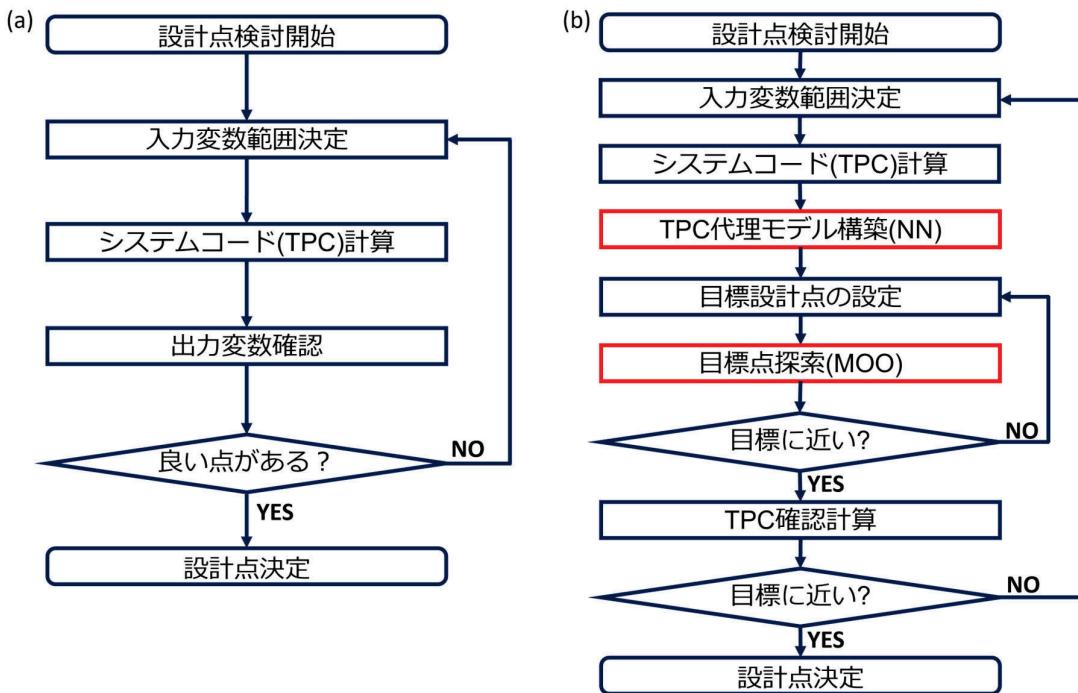


図 1：(a) 従来の核融合炉主要パラメータ検討手法、(b) 本作業により構築を目指す主要パラメータ検討手法のフローチャート

#### 2.1.1 TPC の代理モデルを NN により構築するコードの開発

システムコードは炉心プラズマに加え、超伝導コイルや各種機器の熱効率、コスト等に関するモデルの組み合わせから成っており、入力及び出力変数の種類が非常に多い。今回は、一般的に使える代理モデルではなく、図 1(b) に示す手法の中で、設計方針に合わせて個別に代理モデルを構築することを想定する。TPC には定常炉を設計する計算モードとパルス炉を設計する計算モードがあり、それぞれのモード

で着目する変数が異なる。設計したい核融合炉の特徴によっても、着目する変数は異なる。従って、入力変数と出力変数の数を任意に設定できることが求められる。

本作業では、与えられた入力変数の組から TPC の計算結果を NN により近似する代理モデルを構築するためのコードを開発する。入力及び出力変数の数やネットワーク構造は任意に設定できるものとする。ハイパーパラメータのチューニングを行い、その手順、手法及び考慮すべき事項等を整理する。学習データはテーブル形式とし、入出力の変数名を指定できるようにする。他のプログラム呼び出して使用できるようにするために、訓練済みのモデルを出力する。プログラミング言語は Python 3 とし、一般的に入手可能であるか納入品に含めることができる限り、使用するライブラリは指定しない。NN の種類についても指定はしない。

### 2.1.2 最適な設計点を MOO により探索するコードの開発

核融合炉の主要パラメータを決定する際には、例えば、電気出力をできるだけ高くする、規格化密度をできるだけ低くする、閉じ込め性能を特定の値にする、外部加熱パワーをある範囲内に収める、などのように、設計したい炉の特徴に応じてシステム解析の出力変数に目標を定める。複数の変数に対して異なる種類の目標を設定し、その条件の中で最適な設計点を探索するためには MOO を用いることが適していると考えられる。また、装置サイズをある範囲内に収める、規格化圧力をある値以下にする、炉内機器を設置する領域の幅を固定する、などのように、システム解析の入力変数に制限を課すこともある。

本作業では、遺伝的アルゴリズムを用いた MOO により、与えられた条件の下で核融合炉の主要パラメータを最適化するためのコードを開発する。各目的変数に対して目的関数を設計して MOO を行い、入力変数の候補を探索する。TPC の入力変数の組み合わせを、各変数に対し(1)固定値、あるいは(2)範囲のいずれかを設定して生成できるようにする。目的関数は、2.1.1 節で開発したコードを用いて構築された代理モデルにより計算する。従って、入力及び出力変数の数を、使用する代理モデルに合わせて決定できる必要がある。目的関数を計算する際、パルス炉設計モードの場合には、設計点の判断に重要な変数の一つであるパルス幅 ( $t_{burn}$ ) を直接代理モデルの出力変数とせず、代わりに燃焼フェーズに利用可能な磁束 ( $\Psi_{burn}$ ) と周回電圧 ( $V_{loop}$ ) を出力変数とし、これらを代理モデルを用いて評価した後に、 $t_{burn} = \Psi_{burn}/V_{loop}$  を計算することとする。但し、 $\Psi_{burn} < 0$  Wb の場合は  $t_{burn} = 0$  s、 $\Psi_{burn} > 0$  Wb 且つ  $V_{loop} < 0$  V の場合は  $t_{burn} = 1$  year (定常運転が可能であることを、十分大きな値を返すことにより表現する。) を設定することとする。従って、定常炉設計モードとパルス炉設計モードのどちらを使用するかを選択できるようにし、パルス炉設計モードの場合には磁束と周回電圧が出力変数ベクトルのどの成分に当たるの

かを指定する必要がある。評価関数は、目的関数のそれぞれに対し、(1)目標値を設定し一致させる、(2)範囲を指定しその中に収める、(3)最大化する、(4)最小化する、(5)自由にし評価から除外する、のいずれかを個別に選択できるように設計する。ハイパープラメータのチューニングを行い、その手順、手法及び考慮すべき事項等を整理する。プログラミング言語は Python 3 とし、一般的に入手可能であるか納入品に含めることができる限り、使用するライブラリは指定しない。

#### 2.1.3 開発したコードの動作検証の実施

上記の開発を終えた後に、開発したコードの動作検証を行うためのテスト計算を実施する。検証は、代理モデルの学習に含まれない TPC で計算された核融合炉主要パラメータ例を求めて行う。また、期待される動作をしない場合は、コードの修正などの対応を行う。テスト計算に必要となる計算条件や計算の実施に必要となる参考資料は QST より貸与する。

検証は、定常炉設計モードとパルス炉設計モードでそれぞれ 1 ケースずつ、計 2 ケースに対して行う。定常炉設計モードでは、入力変数を 7 種（主半径  $R_p$ 、アスペクト比  $A$ 、体積平均電子密度  $n_e$ 、ポロイダル磁束 95% の位置での安全係数  $q_{95}$ 、規格化ベータ値  $\beta_N$ 、インボード側の TF コイルからプラズマ表面までの距離  $\Delta_{TF}$ 、Greenwald 密度限界で規格化したペデスタル密度  $f_{ped}$ ）、出力変数を 4 種（正味電気出力  $P_{net}$ 、外部加熱パワー  $P_{aux}$ 、閉じ込め改善度  $H_H$ 、Greenwald 密度比  $f_{GW}$ ）に限定する。パルス炉設計モードでは、定常炉設計モードの変数にエネルギー増倍率  $Q$  を加えた 8 種の入力変数、出力変数は  $\Psi_{burn}$  と  $V_{loop}$  を加えた 6 種に限定する。

#### 2.1.4 報告書の作成

2.1.1 及び 2.1.2 に記述したプログラム開発作業及びハイパープラメータのチューニング方法、2.1.3 の動作検証のためのテスト計算結果をまとめた報告書を作成する。

### 2.2 打合せ

本契約に関する打合せは、作業開始前に QST 六ヶ所研あるいはウェブ会議にて行う。また二ヶ月に一度の頻度を目安に、進捗報告及び具体的な作業内容や方針、計算結果の議論のための打合せを行う。

### 2.3 特記事項

受注者は本件作業を実施するに当たり、QST 六ヶ所研において運用される大型計算機 Plasma Simulator を無償で使用できる。ただし、計算機利用の形態としては、

インターネットを介した利用とする。Cisco DUO（多要素認証アプリケーション）をインストール可能なスマートフォンまたはタブレット等は受注者が用意すること。なお、計算機使用に係るアカウント及び計算機の仕様等の情報についてはQSTから提供するが、使用に際しての習熟等については受注者について行うこと。また、使用する機器は受注者にて用意すること。プログラミング言語や NN、遺伝的アルゴリズム、M00 等、本件作業に必要であり、核融合炉に関係しない知識及び技能の習熟については受注者にて行うこと。

Plasma Simulator の主性能（ノード性能）

大規模並列演算部

サブシステム A（360 ノード）

Intel Xeon 6980P (2.0GHz, 128 コア) × 2 (16.384 TFLOPS/ノード) メモリ  
768GiB

サブシステム B（70 ノード）

AMD MI300A × 4 (490.4 TFLOPS/ノード) メモリ 512GiB (HBM3 128GiB/APU)  
サブシステム C（48 ノード）

Intel Xeon Gold 6544Y (3.6GHz, 16 コア) × 2 (3.6864 TFLOPS/ノード) メモリ  
1536GiB

フロントシステム部（4 ノード）

Intel Xeon 6980P (2.0GHz, 128 コア) × 2 (16.384 TFLOPS/ノード) メモリ  
768GiB

データ処理サーバ部（12 ノード）

Intel Xeon 6980P (2.0GHz, 128 コア) × 2 (16.384 TFLOPS/ノード) メモリ  
2304GiB NVIDIA L4 × 4、121.2TFLOPS/ノード（※FP32 性能）

以上

## 本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項

- 1) 受注者は、量研の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 2) 受注者は、本件で取得した量研の情報を、量研の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 3) 受注者は、本件で取得した量研の情報を、量研の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、量研が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- 5) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- 6) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに量研担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- 7) 受注者は、量研から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を量研からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- 8) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、量研の許可無く量研外部に持ち出してはならない。
- 9) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- 10) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、量研に帰属するものとする。
- 11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を量研に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、量研に対しすべての責任を負うこと。
- 12) 本契約において、特に下記の点について遵守すること。
  - A. 情報セキュリティ教育の実施  
受注者は、作業担当者に対する適切な情報セキュリティ教育を実施すること。
  - B. 不正プログラム感染防止  
受注者は、本業務に使用するパソコン等の端末において、不正プログラムの感染を防止するため、次の事項を遵守すること。
    - ① 不正プログラム対策ソフトウェア等により不正プログラムとして検知された実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
    - ② 不正プログラム対策ソフトウェア等に係るアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル、使用OS、インストールアプリケーション等について、これを常に最新の状態に維持すること。
    - ③ 不正プログラム対策ソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
    - ④ 不正プログラム対策ソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。

- ⑤ 外部からデータやソフトウェアをパソコン等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
- ⑥ 不正プログラム感染の予防に努めること。具体的には、以下を例とする不正プログラム対策を講ずること。
  - a) 不審なウェブサイトを閲覧しないこと。
  - b) アプリケーション利用において、マクロ等の自動実行機能を無効にすること。
  - c) プログラム及びスクリプトの実行機能を無効にすること。
  - d) 安全性が確実でないプログラムをダウンロードしたり実行したりしないこと。
- ⑦ 作業者は、パソコン等の端末（支給外端末を含む）が不正プログラムに感染したおそれのある場合には、感染したパソコン等の端末の通信回線への接続（LANケーブル等）を速やかに取り外し、量研担当者にその旨を報告すること。

#### C. アカウント及びパスワード等の管理

- ① 作業者は、自己に付与されたアカウント以外の識別コードを用いて、情報システムを利用しないこと。
- ② 作業者は、自己に付与されたアカウントを適切に管理すること。
  - a) 自己に付与されたアカウントを他者に付与及び貸与しないこと。
  - b) 自己に付与されたアカウントを、それを知る必要のない者に知られるような状態で放置しないこと。
  - c) 業務のためにアカウントを利用する必要がなくなった場合は、その旨を量研担当者に届け出る。
- ③ 作業者は、管理者権限を持つアカウントを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該アカウントを利用する。
- ④ 作業者は、自己の管理するパスワード等の利用者認証情報の管理を徹底すること。
  - a) パスワード等を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
    - (1) 仮のパスワード等は、最初のログイン時点で変更すること。
    - (2) 自己のパスワード等を他者に知られないように管理すること。メール等で送信しないこと。
    - (3) 自己のパスワードを内容が分かる状態でメモや付箋等に記入し、モニタ、端末本体、及びその周辺に貼付するようなことがないようにすること。
    - (4) 自己のパスワード等を他者に教えないこと。
    - (5) パスワード等を忘却しないように努めること。
    - (6) パスワード等を設定する際には、十分な長さ（英数記号交じり 13 桁以上）とし、文字列は容易に推測されないものにすること。
    - (7) 端末に、パスワード等を記憶させない、または暗号化等を行うことによって他人がパスワードを読めないようにすること。
  - b) パスワード等の利用者認証情報が他者に使用され、またはその危険が発生した場合には、直ちに量研担当者にその旨を報告すること。

#### D. 通信の暗号化

本契約作業に係るアクセスは全て SSH, HTTPS 等の暗号化可能なプロトコルに基づき行うこと。暗号化のなされていないメール等で機微情報を送受信しないこと。

#### E. 本契約で取り扱う情報やソフトウェアは、量研の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。

以上

## コンピュータプログラム作成等業務特約条項

### (目的物)

第1条 この契約の目的物は、次の各号の一又は二以上の組み合せに該当するコンピュータプログラムの著作物（データ、データベース、マニュアル及びドキュメンテーションを含む。以下同じ。）及び当該コンピュータプログラムによる計算結果であって、仕様書に定める範囲のものとする。

- 一 コンピュータプログラム（コンピュータプログラムの設計を含む。）著作物
- 二 甲が提供するコンピュータプログラムの著作物により得られた計算結果
- 三 乙が所有するコンピュータプログラムの著作物及びこれにより得られた計算結果

### (権利の帰属等)

第2条 この契約により作成された目的物（第1条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は甲に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用するプログラム等のうち、本契約締結以前から、乙が所有するものについては、その著作権は乙に帰属するものとする。

- 2 乙は、この契約により作成された目的物について、甲又は甲の指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

### (氏名の表示の制限)

第3条 乙は、第1条に規定する著作物に著作者氏名を表示しないものとする。

### (第三者の権利の保護)

第4条 乙は、この業務の実施に関し第三者（著作者を含む。）の著作権その他の権利を侵害することのないよう必要な措置を自らの責任において講じなければならない。

### (技術情報)

第5条 甲が、この業務の実施に関し、乙の保有する技術情報を知る必要が生じた場合には、乙は、この契約の業務に必要な範囲内において当該技術情報を甲に無償で提供しなければならない。

- 2 甲は、乙からの書面による事前の同意を得た場合を除き、前項により知り得た技術情報を第三者に提供しないものとする。

### (プログラム開発に必要な技術情報)

第6条 甲は、仕様書に定めるところにより、乙がこの業務の実施に必要な計算コードその他必要な技術情報を乙に使用させることがある。

(公表)

第7条 乙は、目的物を甲に引き渡す前に、これを第三者に公表してはならない。

2 乙は、この契約により得られた成果について発表し、若しくは公開し、又は第三者に提供しようとするとき、及びこの業務の実施によって知り得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

以上

## 知的財産権特約条項

### (知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
  - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
  - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
  - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
  - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

### (乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
  - 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
  - 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。
    - イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
    - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
    - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### （知的財産権の報告）

- 第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研

究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

- 第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
  - 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
  - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
  - 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告し

なければならない。

- 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。
- 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。
  - 一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。
  - 二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。
  - 三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上